

# 香川県報



号外 5

平成 16 年

3月26日(金曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 条 例

- 香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例
- 香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例

二  
三

## 本号で公布された条例のあらまし

◇香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成十六年香川県条例第三十九号）

1 地方自治法第九十六条第二項の規定に基づき県行政に係る基本計画の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定めるとともに、基本計画の立案の段階から議会が積極的な役割を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図り、もって県民の視点に立った総合的かつ計画的な県行政の推進に資するため、この条例を制定することとした。

2 平成十六年四月一日から施行することとし、同日以後に策定される基本計画に適用することとした。

◇香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第四十号）

1 地方独立行政法人法の施行に伴い、地方独立行政法人の役職員に関する個人情報等の取扱いについて所要の改正を行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

**条 例**

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例をここに公布する。  
平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第三十九号**

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例

**(目的)**

第一条 この条例は、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき県行政に係る基本計画の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定めるとともに、基本計画の立案の段階から議会が積極的な役割を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図り、もって県民の視点に立った総合的かつ計画的な県行政の推進に資することを目的とする。

**(定義)**

第二条 この条例において「基本計画」とは、次に掲げる計画をいう。

- 一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野において県民生活に密接にかかわる施策の基本的な方向を体系的に定める計画（計画期間が三年未満のものを除く。）のうち、行政運営上特に重要なもの

**(議会の議決)**

第三条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、基本計画の策定、変更又は廃止をするに当たっては、議会の議決を経なければならない。

**(議会への報告等)**

第四条 知事等は、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、当該基本計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告しなければならない。

第五条 知事は、毎年度、第二条第一号に掲げる計画に係る実施状況の概要を議会に報告しなければならない。

ならない。

2 議会は、総合的かつ計画的な県行政の推進のために必要があるとき、知事等に対し、第二条第二号に掲げる計画に係る実施状況の概要を議会に報告しなければならない。

3 知事等は、前項の規定により報告を求められたときは、遅滞なく、当該計画に係る実施状況の概要を議会に報告しなければならない。

4 議会は、第一項又は前項の規定による報告があつた場合において、当該計画に係る実施状況と当該計画とが正当な理由なく著しく乖離してゐると認めるときは、知事等に対し、必要な意見を述べることができる。

**(知事等への意見)**

第六条 議会は、総合的かつ計画的な県行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

2 議会は、社会経済情勢の変化その他特別の事情により、策定されている基本計画の変更又は廃止をする必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、平成十六年四月一日から施行し、同日以後に策定される基本計画について適用する。
- (経過措置)  
前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、香川県新世紀基本構想 みどり・うるおい・にぎわい創造プランは第二条第一号に掲げる計画と、次に掲げる計画は同条第二号に掲げる計画とみなして、第三条及び第四条の規定(策定に係る部分を除く。)並びに第五条及び第六条第二項の規定を適用する。

- 一 共助の社会づくり推進プラン
- 二 香川県行財政改革推進プラン
- 三 かがわ男女共同参画プラン
- 四 香川県環境基本計画
- 五 香川県地域新エネルギービジョン
- 六 香川県新総合水資源対策大綱
- 七 香川県緑化推進基本計画
- 八 香川県水環境保全計画
- 九 香川県高齢者保健福祉計画
- 十 新香川県子育て支援計画
- 十一 かがわ障害者プラン
- 十二 第四次香川県保健医療計画
- 十三 香川県農業・農村基本計画
- 十四 香川県水産業基本計画

- 3 香川県議会議決事項指定条例(昭和二十四年香川県条例第二十八号)は、廃止する。  
(香川県議会議決事項指定条例の廃止)
- 4 香川県農業・農村審議会条例(昭和三十六年香川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。  
(香川県農業・農村審議会条例の一部改正)

- 5 香川県環境審議会条例(平成六年香川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。  
(香川県環境審議会条例の一部改正)
- 第四条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。
- 第三条第二項中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とする。

- 5 香川県議会議決事項指定条例(昭和二十四年香川県条例第二十八号)は、廃止する。  
(香川県議会議決事項指定条例の廃止)

香川県議会議決事項指定条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第四十号

香川県議会議決事項指定条例の一部を改正する条例

香川県議会情報公開条例（平成十二年香川県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号ハ中「及び総務省設置法」を「総務省設置法」に、「の役員」を「及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員」に改め、同条第二号中「及び独立行政法人等」を「独立行政法人等及び地方独立行政法人」に改め、同条第三号中「並びに独立行政法人等」を「独立行政法人等並びに地方独立行政法人」に改め、同条第四号中「又は独立行政法人等」を「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

